

長野県告示第426号

長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第175号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

第3第1項の表中「1,000分の63」を「1,000分の126」に、「1,000分の45」を「1,000分の90」に、「1,000分の36」を「1,000分の72」に、「1,000分の27」を「1,000分の54」に、「1,000分の18」を「1,000分の36」に、「1,000分の9」を「1,000分の18」に改める。

第7中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

林業振興課

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ケアドリーム稻里

3 代表者の氏名

太 田 喜和子

4 主たる事務所の所在地

長野市稻里町下氷鉋80番1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民との交流を図るなかで宅幼老所を開設し、高齢者の生活支援や高齢者介護を積極的に行い又児童の生活支援も同時にいもって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成16年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 南アルプス食と暮らしの研究会

3 代表者の氏名

岡 部 竜 吾

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡長谷村大字非持959番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が食と暮らしを考え、学び、活動することで、健康になるとともに、元気な山村となるよう、医療・福祉の増進、人材育成とネットワーク化、情報の収集発信の事業を行い、古くて新しい文化の再発見を通して豊かな地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 佐久相生町店

佐久市大字岩村田字觀音堂2119-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 野沢店

佐久市大字野沢字一丁田315-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄
(株)はなおか	代表取締役 花岡正一
寺島薬局(株)	代表取締役 田口武

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄
(株)はなおか	代表取締役 花岡正一
寺島薬局(株)	代表取締役 田口武

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 御代田店

北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンプラトウ望月店
北佐久郡望月町大字協和字下田119-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)アート建築設計室
北佐久郡望月町大字望月15-3
(有)大田薬品
北佐久郡望月町大字望月172
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴 雄	長野市川中島町御厨石河原37
(有)大田薬品	代表取締役 大田 正 美	北佐久郡望月町大字望月172
(有)プランニングエイト	代表取締役 田中 千 玄	千曲市大字戸倉1979-1

(変更後)

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内 政 雄	長野市川中島町御厨石河原37
(有)大田薬品	代表取締役 大田 正 美	北佐久郡望月町大字望月172
(有)プランニングエイト	代表取締役 田中 千 玄	小県郡武石村大字沖699-5

- 4 変更した年月日
平成16年3月31日
- 5 届出年月日
平成16年6月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年7月5日から平成16年11月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号) 様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 上田東店
上田市常田3-300-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
上田蚕種(株)
上田市常田3-4-57
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴 雄
(有)りき	代表取締役 等々力 哲 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内 政 雄
(有)りき	代表取締役 等々力 哲 雄

- 4 変更した年月日
平成16年3月31日
- 5 届出年月日
平成16年6月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年7月5日から平成16年11月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号) 様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田塩尻ショッピングセンター
上田市大字秋和字立石361-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)スギウラ

埴科郡坂城町大字坂城6391

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)スギウラ	代表取締役 杉 浦 卵太郎
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)スギウラ	代表取締役 杉 浦 卵太郎
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄
(株)はなおか	代表取締役 花 岡 正 一
(有)塚田呉服店	代表取締役 塚 田 弘
(株)アイ・トピア	代表取締役 田 中 尚 己
(有)プラトウ	代表取締役 矢 島 久 和
(株)甲州屋山田商店	代表取締役 山 田 豊
(株)小森ネット	代表取締役 小 森 繁
(株)コスモファーマシー(株)	代表取締役 塩乃入 盾 和
宮 道 泰 俊	—
真栄食品(株)	代表取締役 山 田 洋 一
斎 藤 正 利	—
(株)大創産業	代表取締役 矢 野 博 丈
(株)田原屋	代表取締役 田 熊 太 郎

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄
(株)はなおかげ	代表取締役 花 岡 正 一
(有)塚田呉服店	代表取締役 塚 田 弘
(株)アイ・トピア	代表取締役 田 中 尚 己
(有)プラトウ	代表取締役 矢 島 久 和
(株)甲州屋山田商店	代表取締役 山 田 豊

(株)小森ネット	代表取締役 小 森 繁
(株)コスモファーマシー(株)	代表取締役 塩乃入 盾 和
宮 道 泰 俊	—
真栄食品(株)	代表取締役 山 田 洋 一
斎 藤 正 利	—
(株)大創産業	代表取締役 矢 野 博 丈
(株)田原屋	代表取締役 田 熊 太 郎

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12座振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティおかや

岡谷市天竜町1-3584ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫(株)

岡谷市郷田1-3-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄
(有)ヌーベル梅林堂	代表取締役 中 村 文 明
吉 村 大 祐	—

武井 雅子	—
-------	---

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄
(有)ヌーベル梅林堂	代表取締役 中村文明
吉村大祐	—
武井 雅子	—

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 岡谷北店

岡谷市赤羽3-7658-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 諏訪城南店

諏訪市上川2-2061ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 諏訪湖南店

諏訪市湖南南真志野3585-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 伊那竜東店

伊那市伊那部下新田2709ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 駒ヶ根店
駒ヶ根市赤穂14637-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
(株)三洋堂書店
愛知県名古屋市昭和区川名山町1-74
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄
(株)三洋堂書店	代表取締役 加 藤 和 裕

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄
(株)三洋堂書店	代表取締役 加 藤 和 裕

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄
(株)三洋堂書店	代表取締役 加 藤 和 裕

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄
(株)三洋堂書店	代表取締役 加 藤 和 裕

- 4 変更した年月日
平成16年3月31日
- 5 届出年月日
平成16年6月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年7月5日から平成16年11月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウン箕輪
上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)コメリ
新潟県新潟市米山4-1-28
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢 一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

- 4 変更した年月日
平成16年3月31日
- 5 届出年月日
平成16年6月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 かなえ店

飯田市鼎下山550ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄
(有)カイエー	代表取締役 市 瀬 英 明

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄
(有)カイエー	代表取締役 市 瀬 英 明

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 伊賀良店

飯田市育良町1-9-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代 表 者 の 氏 名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

- 4 変更した年月日
平成16年3月31日
- 5 届出年月日
平成16年6月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年7月5日から平成16年11月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東松本ショッピングセンター
松本市元町1-29-7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)高原社
松本市元町1-2-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役 下 島 憲 秋
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)綿半ホームエイド	代表取締役 下 島 憲 秋
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 笹部店

松本市笹部1-606-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木 内 政 雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯 田 晴 雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年5月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年5月28日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 塩尻野村店

塩尻市大字広丘野村字桔梗ヶ原1787-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林正臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
平林正臣	—
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
平林正臣	一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄
(株)しまむら	代表取締役 藤原秀次郎

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄
(株)しまむら	代表取締役 藤原秀次郎

4 変更した年月日

平成16年3月31日

5 届出年月日

平成16年6月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月5日から平成16年11月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンよしな

南安曇郡豊科町大字南穂高774-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)カインズ

群馬県高崎市高関町380

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

豊倉商事(株)

松本市笠部2-2-22

望月伸泰

南安曇郡豊科町大字南穂高809

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄
豊倉商事(株)	代表取締役 赤羽憲二郎
望月伸泰	一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄
豊倉商事(株)	代表取締役 赤羽憲二郎
望月伸泰	一

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田晴雄
(有)フルールあづさ	代表取締役 古幡宜嗣
小林製菓(株)	代表取締役 小林和幸
(有)なかや薬局	代表取締役 中村健志
ル・プレ(株)	代表取締役 塚田克好
(株)55ステーション	代表取締役 平尾茂一
(株)真栄食品	代表取締役 山田洋一
豊倉商事(株)	代表取締役 赤羽憲二郎
望月伸泰	一

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)カインズ	代表取締役 土屋裕雅
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内政雄
(有)フルールあづさ	代表取締役 古幡宜嗣
小林製菓(株)	代表取締役 小林和幸